

地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について（令和4年6月1日付け医政発第0601第5号厚生労働省医政局長通知、令和4年6月1日付け老発第0601第2号厚生労働省老健局長通知、令和4年6月1日付け保発第0601第3号厚生労働省保険局長通知）別紙地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、奨学金の貸与を受けている薬学生及び貸与を受けた既卒者が、県内の対象施設に就職し、一定期間薬剤師の業務に従事した場合、その者が貸与を受けた奨学金の返還額の全部又は一部を補助することにより、薬剤師の県内就職を促進し、その定着を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学において、薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修める者をいう。
- (2) 既卒者 対象者募集年度の4月1日時点で35歳未満の薬剤師のうち、対象者募集の前年度から認定申請時点までに県内で薬剤師として就業していない者をいう。
- (3) 奨学金 経済的な理由で就学困難な学生を支援するために独立行政法人日本学生支援機構等が当該学生に対して貸与する資金で、貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいう。
- (4) 病院 医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第7条第1項に基づく開設の許可を受けた病院のことをいう。
- (5) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条に基づく開設の許可を受けた薬局をいう。
- (6) 対象施設 第4条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する薬局を

いう。

(7) 対象者 本補助金の交付を受けようとする者をいう。

(8) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、就業規則等で定める職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。

(対象施設)

第4条 対象施設となる病院は、次の各号のいずれかに該当する県内の病院のうち、別に定める登録要件を満たすものとする。

- (1) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2で、高度急性期機能、急性期機能と区分された病床を有する病院
- (2) 医療法第31条に規定する公的医療機関
- (3) 独立行政法人国立病院機構が開設した病院
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構が開設した病院
- (5) 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設した病院
- (6) 国立大学法人が開設した病院
- (7) 医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院

2 対象施設となる薬局は、次の各号のいずれかの区域又は地域で開設している県内の薬局のうち、別に定める登録要件を満たすものとする。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条で過疎地域として規定された区域又は第3条で一部過疎として規定された区域
- (2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条で離島振興対策実施地域として指定された地域
- (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条で振興山村として指定された区域

(対象施設の登録)

第5条 対象施設の登録を受けようとする施設の開設者は、対象施設申込書（様式第1号）を提出し、登録しなければならない。

2 県は、提出された書類を審査し、その結果を文書で通知するものとする。

3 対象施設は、登録後、病院においては第4条第1項、薬局においては同条第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき、登録事項を変更したとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(対象施設の登録の取消)

第6条 知事は、対象施設が次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設の登録の取消し等の措置を行うことができる。

- (1) 虚偽の申込又はその他不正行為を行い、登録したことが明らかになったとき。
- (2) 病院においては第4条第1項、薬局においては同条第2項に掲げる要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 労働関係法令に違反する等、対象施設としてふさわしくないと県が認めたととき。

(対象施設となる薬局による出捐)

第7条 対象施設となる薬局が対象者を採用した場合、当該薬局の開設者は、第13条に掲げる対象経費の1/2に相当する額を、対象者を採用後、次年度の4月30日までに一括で基金へ出捐するものとする。

(出捐金の返還)

第8条 出捐金の返還は、原則として行わないものとする。ただし、第23条の規定により、対象者の交付決定の全部又は一部の取り消し及び対象者から交付した補助金の全部又は一部の返還があった場合のほか、県が必要と認める場合は、別に定める手続きにより、出捐金の全部又は一部を当該対象施設の開設者に返還するものとする。

(対象者の認定要件)

第9条 認定を受けようとする者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

(1) 次のア又はイに該当する者

ア 募集年度の4月1日の時点で当該年度又はその翌年度に大学等を卒業予定の薬学生で、卒業をした年の6月末日までに対象施設に薬剤師として就業することを希望する者

イ 募集年度内に対象施設に薬剤師として就業することを希望する既卒者

(2) 薬剤師の免許を有する又は取得見込みの者

(3) 次のアからウまでのいずれかの奨学金を返還予定の者

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

イ 公益財団法人山口県ひとづくり財団の奨学金

ウ その他知事が別に定める奨学金

(4) 対象施設に就職後、補助の交付を受ける期間（以下「交付対象期間」という。）にわたって継続して薬剤師の業務に従事する見込みの者

(5) 個人情報（氏名、住所、生年月日、在籍学校名、連絡先等）を、第11条第2項に規定する認定期間中は、対象施設へ提供することを承諾する者

- 2 本制度と他の地方公共団体や企業が実施する他の奨学金返還支援制度を併用することができる。

(対象者の申請)

第10条 対象者になることを申請する者は、奨学金返還補助金対象者認定申請書(様式第2号)を対象者の募集期間中に知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第4条第1項に掲げる病院又は同条第2項に掲げる薬局のいずれか一方の種別の申請を行うこととする。

(対象者の認定)

第11条 知事は、前条の規定により奨学金返還補助金対象者認定申請書の提出があった場合は、審査の上、対象者を認定したときは、奨学金返還補助金対象者認定通知書(様式第3号)により対象者に通知するものとする。

- 2 対象者の認定期間は、認定を受けた日を起点として以下の期間までとする。

ア 薬学生

対象施設に薬剤師として正規雇用により就職する前日、又は卒業予定年度の翌々年度の6月末日のいずれか早い日まで

イ 既卒者

対象施設に薬剤師として正規雇用により就職する前日、又は募集年度の3月末日のいずれか早い日まで

(交付対象期間)

第12条 交付対象期間は、対象者として認定された者が、対象施設に正規雇用により就職した日を起点として、当該日の属する月から起算して対象者が大学の5年生及び6年生の時に貸与を受けていた奨学金の返還年数までのうち、5年を超えない期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金の貸与団体において奨学金の返還の期限の猶予が承認された場合は、当該猶予期間を上限に交付対象期間を延長することができる。

(対象経費及び補助金額)

第13条 補助金額は、対象者が大学の5年生及び6年生の時に貸与を受けていた奨学金の返還額(利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。以下同じ。)とする。

ただし、第9条第2項の規定により本制度と他の奨学金返還補助制度と併用する場合、対象となる奨学金の返還額から、他の制度の助成金額を控除した額

を補助金額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金額の上限は1,440,000円とする。
- 3 対象経費の算定基準となる奨学金の返還総額は、対象者が第17条に規定する交付要件に該当するに至った時点で返還していない奨学金の額とする。
- 4 補助月額は、前3項の規定により算定した補助金額を、交付対象期間の月数で除した額（奨学金の残額が生じなくなった場合は、第1項にかかわらず交付対象期間が終了したものとして扱う。）とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助金額の月額上限は24,000円とする。

（対象者の就職活動状況等報告）

第14条 対象者は、対象施設に就職する日の属する年度までの就職活動等の状況を、毎年4月20日までに、就職活動状況等報告書（様式第4号）により知事に報告しなければならない。

（対象者の届出等）

第15条 対象者は、認定期間中又は交付対象期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、届書（様式第5号）により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 留年、休学又は復学したとき。
- (2) 停学処分を受けたとき、又は退学したとき。
- (3) 奨学金の貸与を受けなくなったとき、又は貸与の取り消し等を受けたとき。
- (4) 就職したとき。
- (5) 就職した後、休職、復職、退職又は転職したとき。
- (6) 認定期間内に対象施設に就職しないことが明らかになったとき。
- (7) 補助金の交付を辞退しようとするとき。
- (8) 薬剤師国家試験に合格した又は不合格となったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。

（対象者の認定の取り消し）

第16条 知事は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者の認定の取り消し等の措置を行うものとする。

- (1) 留年、又は休学により認定期間内に卒業できないことが明らかになったとき。
- (2) 停学処分を受けたとき、又は退学したとき。
- (3) 奨学金が貸与されなかったとき、又は貸与の取り消し等を受けたとき。

- (4) 認定期間内に対象施設に就職しないことが明らかになったとき。
- (5) 補助金の交付を辞退しようとするとき。
- (6) その他、対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

(交付要件)

第17条 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象期間中、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 対象施設に薬剤師として正規雇用により就職していること。
ただし、病院への出向等、知事が特に必要があると認めるときは、対象施設以外で就業することができる。
- (2) 貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 交付対象期間の終了後、県の実施する就業状況調査に協力する意思があること。
- (6) 対象施設となる病院に就職した対象者については、就職後3年間、県が策定する、又は認めるプログラムに基づく研修を受講する意思があること。

(交付申請)

第18条 対象者は、規則第3条に規定する補助金の交付申請をするときは、就職した年度においては、第9条第1項第1号アにより認定を受けた者については7月末日までに、同イにより認定を受けた者については就職した月の翌月10日まで（ただし、3月に就職した者については同月末日まで）に、翌年度以降においては毎年4月末日までに、奨学金返還補助金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第19条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付決定をするときは、奨学金返還補助金交付決定書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告)

第20条 対象者は、規則第11条に規定する補助金の実績報告をするときは、交付対象期間の年度ごとに、当該年度の3月末日までに、奨学金返還補助金実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第21条 知事は、規則第12条に規定する補助金の額の確定をするときは、奨学金返還補助金額の確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の支払請求)

第22条 前条の通知を受けた対象者が補助金の支払請求をしようとするときは、奨学金返還補助金支払請求書（様式第10号）によることとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第23条 知事は、対象者が第17条に定める要件を満たさなくなったことが明らかになった場合、規則第14条の規定により交付決定を取り消すことができる。この場合、知事は、規則第15条の規定により交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。